

子保発1031第1号
令和4年10月31日

各都道府県民生主管部（局）長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」一部改訂について

保育所における感染症対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成21年8月公表、平成24年11月改訂、平成30年3月2回目改訂。以下「ガイドライン」という。）を活用し、各保育所において実施されているところであるが、今般、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)一部見直し検討会」における検討を踏まえ、別添のとおりガイドラインを一部改訂したので、通知する。

貴職におかれては、別添の内容について御了知いただくとともに、ガイドラインが貴管内の保育所をはじめとする多様な保育の現場において広く活用されるよう、管内市区町村、保育関係者等に周知いただくよう、願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添える。

1.) 予防接種に関する記載の修正・追加

修正・追記内容《ガイドライン本文 P23～P26》

- ・新型コロナウイルス感染症における小児接種に関する基本情報（P23）
- ・図5 日本の定期・任意予防接種スケジュール の更新（P25）
- ・表2 日本において小児への接種可能な主なワクチンの種類 の更新（P26）

2. 衛生管理に関する参考情報の追記

修正・追記内容《ガイドライン本文 P28》

- ・保育室における換気に関する記載の修正
- ・HACCPに基づく衛生管理による食中毒対策に関する参考情報の追加

3. 新型コロナウイルス感染症に関する情報の更新～コラムの修正及び追記

修正・追記内容《ガイドライン本文 P31～P33》

- ・新型コロナウイルス感染症の基本情報の更新
- ・エアロゾル感染に関する記載追加
- ・感染対策における換気に関する記載追加
- ・マスクの着用に関する記載内容の更新

4. 感染症が発生した場合の連携に関する追記

修正・追記内容《ガイドライン本文 P39》

- ・臨時休園に関する記載について、市区町村の責任の所在の明確化